

30cm(大型ごみなど大きさを測るときの参考にしてください)

午前7時30分(※佐伯・吉和地域は午前8時 ※宮島地域は指定した時間)までに出してください。

指定袋(黄・白・緑) 燃やせるごみ(黄)、資源・埋立・有害ごみ(白)、小型及び複雑ごみ(緑)の指定袋、大型ごみ処分手数料納付券(シール)は、市内のスーパー、ホームセンターなどで販売しています。

※「廿日市市」「認定番号」「マスコットキャラクター(絵)」「名前記入欄」が印刷されているスーパーなどの買い物袋および指定袋の外装袋は白・緑色の指定袋の代わりとして使えます。

指定袋で出せるごみのうち、区分ごとに横並びのものは、1つの指定袋にまとめて入れてください。袋の口はテープでとめず、しばって出してください。

区分	収集日	出し方	ごみの例(注意事項)																
燃やせるごみ	毎週 曜日	黄色の指定袋 (45・30・20・10リットル)	長さが30cm未満のものに限る 台所のごみ: 生ごみ、洗剤容器 紙くすなど: 紙くす・紙コップ その他(ビニール、皮革製品、発泡スチロール、資源ごみ以外のプラスチック類): ビニール袋、発泡スチロール、色つきの食品トレイ、ホース 木材製品など: 木材製品は、直径10cm以下で長さ30cm未満に切って黄色の指定袋に直接入れてください。 草・葉・小枝・オムツ: 草・葉・小枝は、土をよく落として長さ30cm未満に切って白色の指定袋に直接入れて出してください。オムツは白色の指定袋に直接入れ、「オムツ」と書いて出してください。 燃やせるごみの特例: 白色の指定袋で出せます ※市認定レジ袋・指定袋の外装袋は使えません																
資源ごみ① びんかん類	毎月 第○曜日	白色の指定袋 (45・30・20・10リットル)	びん: ビールびん、牛乳びん、ジュースびん、栄養ドリンクびん、ウイスキーびん、一升びん かん: スプレーのかん、缶詰のかん、ジュースのかん、ビールのかん ※「びん」と「かん」は同じ「白色の指定袋」に直接入れてください。 ●びんのふたは必ず取ってください。金属を含むふたは小型及び複雑ごみ、プラスチック製のふたは燃やせるごみです。缶詰のふたで本体から切り離されていないものは、本体に押し込んでください。 ●必ず内容物を取り除き、中をよく水洗いして汚れを取り除いてください。 ●一升びん、ビールびん、ジュースびん、牛乳びんはできるだけ販売店などに引き取ってもらってください。 ●一升びんより大きなびん、割れて形のないびん、薬品のびん、化粧品品のびんは、埋立ごみです。 ●スプレーかんはガスを使いきってください。穴を開ける必要はありません。(ガスが残っていると収集時又は処理施設での火災の原因となります)																
資源ごみ② ペットボトルなど	毎月 第○曜日	白色の指定袋 (45・30・20・10リットル) 業務用(70・90リットル)は使用できません。	ペットボトル: 飲料用及びしょう油用 その他のプラスチック容器: 乳酸菌飲料の容器、豆腐パック、プリン・ヨーグルトのカップ、イチゴ(透明)などの容器、卵パック ●7品目はまとめて白色の指定袋に直接入れてください。 ●必ず内容物、ラベルを取り除いて水洗いし、乾かしてください。汚れの取れないもの及びラベルは燃やせるごみです。 ●ペットボトルのふたは必ず取ってください。プラスチック製のふた及び食用油用ボトルは燃やせるごみです。 ●ペットボトル、豆腐パック、卵パック、プリン・ヨーグルトのカップ、乳酸菌飲料の容器は、色つきのものも出せます。 ●白色の食品トレイは、裏表ともに白色のものに限り出せます。色つきのものや柄(ポイント柄含む)などがついているものは燃やせるごみです。 ●卵パックなどのシールはできる範囲で取り除いてください。 ●はがせない紙シールは残っていてもかまいません。																
資源ごみ③ 紙類	毎週 第○曜日	ひもで束ねる	紙類: 新聞紙・チラシ、ダンボール、飲料用紙バック、雑誌(本)、雑誌がみ ●ダンボール、新聞紙・チラシ、雑誌(本)、飲料用紙バックは別々に「ひも」で束ねてください(ガムテープ不可)。 ●ダンボールは折りたたんでください。 ●飲料用紙バックは水洗いして切り開き、乾かしてください。																
資源ごみ④ 布類	毎月 第○曜日	白色の指定袋	布類: スキー、スノボウェアも含む衣類(服)はひもで束ねずに「白色の指定袋」に直接入れて出してください。 ●くつ下、下着類は30cm未満に切って、燃やせるごみです。 ●カーテンは、金具・プラスチックおもりを取り除いてください。 ●敷パッド(1枚ずつ)はひもでしばった時の一番長い部分の長さが30cm以上の場合は大型ごみ、30cm未満の場合は小型及び複雑ごみになります。																
資源ごみ⑤ 剪定枝	奇数月の第○曜日	ひもで束ねる	剪定枝: ※竹、シュロ、ソテツ、その他の葉の多い種類のものは出せません。 ●収集日は奇数月の埋立ごみの日です。 ●剪定枝は、1本あたりの直径10cm以下で長さ1m以下に切って「ひも」で束ねてください(ガムテープ不可。1束5kg程度まで)。 ●直径10cmを超えるものは1m程度に切ってエコセンターはつかいちに直接搬入してください(ひもで結ぶ必要はありません。根株、竹、シュロ等は搬入できません)。																
埋立ごみ	毎月第○曜日	白色の指定袋 又は土のう袋	再生できないガラス類: ガラス食器コップ、ガラス鍋、板ガラス 化粧品品のびん、薬品のびん 陶磁器類: 茶碗・皿、せともの、土鍋、植木鉢 灰・その他: 使い捨てカイロ、灰、白熱電球 ●割れ物を捨てる場合、丈夫な紙に包み、指定袋に「危険」と記入してください。																
(1個ずつ有料)大型ごみ	毎月第○曜日	納付券(シール)1個ずつ有料シールを貼る	長さが30cm以上のもの: バケツ、鍋、ハンガー、物干し竿、やかん、かさ、ストーブ、自転車 燃やせるごみのうち大きなもの: 大きなおもちゃ、ぬいぐるみ 家具・寝具・家電製品など: いす、テーブル、鏡台、電子レンジ、タンス、カーペットふとん、下駄箱 ●電池、蛍光灯は取り外して有害ごみとして出してください。 ●「大型ごみ処分手数料納付券(シール)販売店」で「シール」を購入し、大型ごみ1個ずつにシールを必要枚数貼り付けて、ごみ置き場へ出してください。 ※シールのないもの、不足しているものは収集されません。 ●料金(大型ごみ1個ずつに) <table><tr><th>区分</th><th>縦・横・高さのうち一番長い部分の長さ</th><th>金額</th><th>シールを貼る枚数</th></tr><tr><td>小</td><td>30cm以上1m未満</td><td>200円</td><td>1枚</td></tr><tr><td>中</td><td>1m以上2m未満</td><td>400円</td><td>2枚</td></tr><tr><td>大</td><td>2m以上(※注)</td><td>600円</td><td>3枚</td></tr></table> (※注)超大型(長さ3m以上)なもの、かなりの重量(100kg以上)のあるものは、収集に支障をきたすため、分解して出すか、又は、ごみ処理施設へ自ら直接ご搬入ください。 ●布団、毛布、座布団などは、1枚を小さく折りたたみ、ひもでしばって、一番長い部分を測ってください(複数個を束ねないでください)。 ●例外: 棒状のもの(傘など)については、同種類のものを複数個ひもで束ねた場合、直径(太さ)30cm未満であれば、1つの大型ごみとみなします(ハンガーは10本、タイルカーペットは10枚まで)。この場合の料金は、一番長いものを基準にします。	区分	縦・横・高さのうち一番長い部分の長さ	金額	シールを貼る枚数	小	30cm以上1m未満	200円	1枚	中	1m以上2m未満	400円	2枚	大	2m以上(※注)	600円	3枚
区分	縦・横・高さのうち一番長い部分の長さ	金額	シールを貼る枚数																
小	30cm以上1m未満	200円	1枚																
中	1m以上2m未満	400円	2枚																
大	2m以上(※注)	600円	3枚																
複雑及び小型ごみ	毎月第○曜日	緑色の指定袋	長さが30cm未満のものに限る: 金属やプラスチックなど複数の素材からできている小さなものなど 金属やプラスチックなどの複数の素材からできている大きなもの: 一斗かん 燃やせるごみのうち大きなもの: 大きなおもちゃ、ぬいぐるみ(金属を含むもの) 家具・寝具・家電製品など: 小さなおもちゃ、ぬいぐるみ(金属を含むもの)、針金製のハンガー ●折りたたんで、縦・横・高さ全ての長さが30cm未満のもの(毛布など)は小型及び複雑ごみです。 ●取り外し可能な電池や小型バッテリーは火災の原因になるので有害ごみとして白色の指定袋に直接入れてください。 ●縫い針、カミソリなどは、小さな金属の容器等に入れ「危険」と記入してください。 ●長さが30cm以上のものは大型ごみです。 ●針、針金、電気コードは、それぞれひもで束ねてひとかたまりにし、30cm未満になれば小型及び複雑ごみです。																
有害ごみ		白色の指定袋	乾電池、鏡、体温計、加熱式たばこ電子たばこ ●枠のある30cm以上の窓は、大型ごみです。 ●乾電池は市役所、各支所で使用済み乾電池回収ボックスに、指定袋に入れずに出せます(市民センター窓口可)。 ●蛍光灯は、割れないように、交換した際の空のケースに入れてください(ケースがない場合はそのまま出してください)。 ●複数の場合は、ひもで束ねてください。 ●割れた蛍光灯は、他の有害ごみとは別に、割れた蛍光灯のみを白色の指定袋に直接入れ「危険」と記入してください。 ●白熱電球、グローランプは埋立ごみです。																

市で収集しないごみ	特定家電製品	冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、ウインドタイプエアコン、テレビ(パソコンのディスプレイは除く)、衣類乾燥機	●家電販売店にリサイクル料金と収集運搬料金を支払って引き取ってもらってください。 家電リサイクル法により、メーカー等によるリサイクル処理の主な流れは次のようになっています。 消費者→家電販売店→指定引取場所→リサイクル処理施設(メーカー等) ●自ら指定引取場所へ搬入することもできます(リサイクル料金は必要です)。 ●詳しくは、(一財)家電製品協会(家電リサイクル券センター)へお問い合わせください。 ホームページアドレス https://www.rkc.aeha.or.jp 電話 0120-31-9640 ●家電販売店で引き取ってもらえない場合は、循環型社会推進課へお問い合わせください。
	家庭用パソコン	デスクトップパソコン、ノートパソコン、ディスプレイ一体型パソコン、液晶ディスプレイ、CRTディスプレイ	●各パソコンメーカーの家庭用パソコン受付窓口へ回収申し込みをしてください。 ●詳しくは、各パソコンメーカーへお問い合わせいただくか、一般社団法人パソコン3R推進協会のホームページをご覧ください。 一般社団法人パソコン3R推進協会 ホームページアドレス https://www.pc3r.jp/home.html 電話 03-5282-7685
	家庭から出る一時多量ごみ	引っ越し、大そうじ、庭木の剪定などで出る多量の家庭ごみ(建具、たたみなども含む)	●自ら直接処理施設へ搬入するか、市が許可した一般廃棄物収集運搬業者(有料)に収集を依頼してください。自ら直接搬入される場合も、ごみ置き場に出すのと同じように分別し指定袋に入れ、家庭から出る大型ごみは1個ずつ納付券(シール)を必要枚数貼ってください。受付で廃棄物処理申込書の記入が必要です。許可を受けた業者がわからないときは、循環型社会推進課へお問い合わせください。 エコセンターはつかいちへの直接搬入の受付時間(所在地 廿日市市内 3860) 月～土曜 8:30～12:00 13:00～16:00 ※日曜、祝日、年末年始は休みです。 はつかいちエネルギーセンターへの直接搬入の受付時間(所在地 廿日市市木材港南12番8号) 月～土曜 8:30～12:00 13:00～16:00 ※日曜、年末年始は休みです。
	事業所ごみ	飲食業、商店、工場、事務所、農業、林業、漁業など事業活動によって発生したごみ	販売所に引き取ってもらうか、専門の処理業者へ処理を依頼して適正に処理してください。
	市で処理できないごみ	産業廃棄物、灯油・ガソリン・オイルなど液体の入っているもの、農業、ペンキ、劇薬・毒物、タイヤ(自動車、バイク)、バッテリー、バイク、ガスボンベ、未使用の消火器、ピアノ、金庫、コピー機、土、砂、石など	

収集しない日(※) 12月31日、1月1～3日

※上記以外の祝日は収集します

問い合わせ先 廿日市市役所循環型社会推進課 電話番号 30-9133
はつかいちエネルギーセンター 電話番号 20-5300